

## 第1回 大野警察署協議会

開催日時	令和7年4月25日（金）午後1時35分から午後3時まで
開催場所	大野警察署 2階講堂
出席者	大野警察署協議会委員 5名 大野警察署署長以下 7名
協議会の概要	
<p>1 議事概要</p> <p>(1) 大野警察署の組織・構成</p> <p>(2) 大野市の治安情勢</p> <p>(3) 令和6年度中の取組結果と令和7年度取組方針</p> <p>(4) 令和7年度提言に向けた意見聴取</p> <p>2 意見・質疑及び応答</p> <p>(1) <b>大野市の治安情勢</b></p> <p>○ 委員： 令和6年中の管内における刑法犯認知件数が66件で過去最少の件数と説明を受けたが、市民としては「66件も発生しているのか、考えていたより多い。」という感想を持った。</p> <p>● 警察： 警察としては、県内の認知件数が1万件を超えていた時代を経験しているので、令和6年の件数はとても減少したと感じていたが、委員の意見を受け、市民の方との認識の違いを感じることができた。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、減少した要因には、企業努力や継続的な防犯指導による防犯意識の向上など挙げられる。</p> <p style="padding-left: 2em;">今後も引き続き市民の防犯意識向上を図っていきたい。</p> <p>(2) <b>自転車に対する交通安全対策</b></p> <p>○ 委員： 高齢者や外国人、学生が車道を自転車で走行しており、交通事故になるのではないかと感じる。特に外国人が複数人で車道を走行していると交通事故に遭わないか心配になる。</p> <p>○ 委員： 自転車で歩道を通行してもいいかどうかという基準が判らない。</p> <p>● 警察： 大野市内で外国人が対象となる交通事故の発生は極めて少ない。ただ自動車を運転する者にとって、自転車が車道を走っていると危なく感じることは理解できる。</p> <p style="padding-left: 2em;">自転車で歩道を走行することは原則禁止されているが、例外的に「自転車歩道通行可」標識がある場合や、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転している場合など、一部のケースでは歩道を走行することができる。</p> <p>(3) <b>反射材利用促進</b></p> <p>○ 委員： 自転車も危険だが、夜間ランニングしている人にも危険を感じる。</p> <p style="padding-left: 2em;">特に黒っぽい服装の人が走っていると本当に危ない。</p>	

令和6年度の取組説明の中に、反射材利用促進に関する説明があったが、反射材は非常に効果的である。例えば学校や公民館などで、反射材効果の教養等をすると反射材利用促進につながるのではないかと。

- 委員： 昨年、靴に貼る反射材の紹介があったが、例えば「おおの名水マラソン」などで、ランナーに配布してはどうか。
- 警察： 反射材使用促進対策については、各種会合やイベントなどで暗幕を設置し、反射材体験を実施している。学校で実施している交通安全教室などで、学生・児童に体験させることも利用促進につながる可能性が高いので検討する。  
反射材は、配付するだけではなかなか使用してくれないのが現状である。各種会合に参加する高齢者に対して、その場で靴などに貼付することで利用促進につなげている。

#### (4) 横断歩行者対策

- 委員： 結ステーションのところに設置されている横断者サポート表示板の説明があったが、もっと有終西小学校側に設置していただけるとよかったという意見を聞いたことがある。
- 委員： 結ステーションや商工会議所西側の駐車場が有料になり駐車場の出入方法が変更になったことで、交通の流れが変わり、小学生の通学路側を車両が通行することが多くなった。
- 警察： 横断者サポート表示板を設置した時点では、近くに子供の屋内型遊び場施設が開所となり、観光客なども多く利用する横断歩道であったので有効であった。  
「駐車場有料化に伴う交通流の変化」への対応については、現場を確認し対策を考えたいと思う。
- 委員： カラー横断歩道は視認性も高く効果的であると考えます。
- 警察： カラー横断歩道の効果については確認中である。

#### (5) 広報啓発活動対策

- 委員： 毎年実施されている「交通安全標語入り立て看板コンクール」に市内高校も参加したことは大変いい事だと感じた。  
今後は、小中学校にも参加してもらい、作成した看板を大野市内各所に設置すると、市民にコンクールに対する理解と、交通安全意識の向上につながるのではないかと。
- 警察： 参考にさせていただく。
- 委員： ドライブレコーダーに映っていた多重交通事故映像を見せていただいた。とても衝撃的な映像であり、冬季間における車両の危険性を強く感じた。  
警察は、よく広報媒体としてチラシや看板を活用しているが、こういった映像を活用したスポットCMなどをテレビやSNSで印象に残るような放映をしてはいかがか。
- 警察： 福井県警察では、広報媒体の1つとして、防犯アプリ「ふくいポリス」や各種SNSを活用した情報発信を行っている。ただ高齢者の方にはこういった広報媒体では情報が浸透しにくいこともあるので、情報を伝える対象者に

応じた広報媒体の検討をしていかなければならないと考える。

また、交通事故のドライブレコーダー映像については、事故の当事者から、交通事故防止の広報啓発活動用資料として活用してもよいとの承諾を受けており、会社単位で行われる交通安全講習をはじめ、各種機会を通じて紹介していきたいと考えている。

#### (6) その他

- 委員： よく、あおり運転の状況を映したドライブレコーダーの映像がニュースに出てくるが、ドライブレコーダーに映った映像で犯罪を認定できるのか。
- 警察： 犯罪の特定には、発生日時場所、行為者などの特定が必要であり、ドライブレコーダーの映像でそれらが特定できれば犯罪として認定することは可能である。
- 委員： 国道158号の携帯電話不感地帯は長いが、警察ではどのように対応しているのか。
- 警察： この地域は、携帯電話だけでなく警察無線なども通じない地域である。警察では、このような場所で事件事故が発生した場合、衛星携帯電話を使用する場合がある。

### 3 開催状況



委嘱状交付の様子



議事の様子①



議事の様子②